

**国
保
通
信**



■ 問い合わせ
市民生活課 保険年金係
☎ 75-2159

病院の窓口で支払った医療費の自己負担額が1か月間で高額になった場合は、保険年金係窓口で申請することにより、自己負担の限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。今月号では70歳未満の方の高額療養費の計算方法を説明します。
(70歳以上の方の計算方法は12月号で説明します)

70歳未満の方の高額療養費の計算

- ① 月の1日～末日までを1か月として計算します。(月をまたがった場合はそれぞれの月で計算します)
- ② 医療機関ごとに別々に計算します。
- ③ 同じ医療機関の分でも医科(総合病院の場合は診療科ごと)と歯科は別々に計算します。
- ④ 同じ医療機関の分でも入院と外来は別々に計算します。
- ⑤ 入院した時の食事代など、保険がきかない分は対象外です。
- ⑥ 同じ世帯の方の分であれば合算の対象となります。(ただし自己負担額が21,000円を超えたものだけ)
- ⑦ 過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上となった場合は、4回目からは自己負担限度額が安くなります。

区分	初回から3回目までの自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額	世帯合算対象額
住民税非課税	35,400円	24,600円	21,000円以上
一般	80,100円 総医療費が267,000円を超えたときは超えた分の1%を加算	44,400円	
上位所得者 基礎控除後の年間所得600万円超	150,000円 総医療費が500,000円を超えたときは超えた分の1%を加算	83,400円	

多市国民健康保険では、該当になった方に診療月の2か月後に通知しています。(2か月より遅れる場合もあります) 計算方法や該当の可否などご不明な点があればお問い合わせください。

国民健康保険加入者の40～50歳代の方々を主な対象に行った『特定健診・特定保健指導』についてのアンケートの結果を報告します。



**たくさんの方が健診できる
環境整備を進めています!**

対象者のみなさんが「特定健診」を受診しやすい環境整備をさらに進めるために、今年の健診後に「特定健診・特定保健指導」についてのアンケートを行いました。
調査に協力していただいたのは、40～50歳代の受診者398人と未受診者1,146人(一部の地区で全年齢対象)の1,544人でした。この年代を対象にしたのは、10年後には生活習慣病の発症が多い年齢を迎えるにもかかわらず、受診率が最も低いという実態があるからです。
回収率は、受診者が48・9%、未受診者が6・6%と、どちらも50%に満たず、未受診者は1割にもとどかなかつたのは残念ですが、まずは全ての方に健診を意識していただくことが大事なので、結果を報告します。

調査の質問「健診を受ける理由と受けない理由?」の回答は、
①健康の確認②自分の体の状態を知るため③通知が来たから④の順で受診されており、受診されない理由は、①通院中②健診料金がかかる③健診時間が長い④の順でした。
また、「たくさんの方が健診を受けるための方法?」の質問には、受診されている方は、①日数が多いほうがよい②無料がよい③がん検診と一緒にの順で、未受診の方は①病院で受けられる個別健診がよい②無料がよい③日数が多いいほうがよい④の順でした。そのほかに、「集団健診が毎月1回健康センターで行われたらよい」や「健診会場が地区公民館ならよい」、「日曜健診が増えればよい」などがありました。

健診の意識を高めてもらうため、来年2月に受診率の低い地区を限定した総合健診(特定健診とがん検診同時)を行う予定です。みなさんの生活習慣の改善と病気の早期発見につながるように市ではアンケートの調査結果を参考に検討を重ねながら、健康維持・増進のための受診率向上に役立てます。
■ 問い合わせ
福祉健康課 健康増進係
☎ 75-3355